

患者様へお知らせ

令和5年4月1日

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品の品質は、当院の定める条件を満たし有効かつ安全な製品を取り入れています。

後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いいたします。

医薬品の供給が不足等した場合に投与する薬剤を変更する可能性がございます。変更する場合には入院患者様に十分説明いたします。

病院長

後発医薬品（ジェネリック医薬品）

薬の特許が切れた後に厚生労働省の承認を得て発売される薬です。

開発費用がかかっていない分価格が少し低くなっていますが、薬によってはジェネリック医薬品に変更できないものや、変更してもほとんど価格が変わらない場合もあります。

